

## 農山漁村地域整備計画評価調書

計画の名称	宮城県林道整備計画
計画策定主体	宮城県
対象市町村	仙台市, 石巻市, 気仙沼市, 登米市, 栗原市, 丸森町, 大和町, 女川町
計画の期間	平成22年度～平成26年度(5年間)
事業計画	県土の57%を占める森林は、県土保全機能や木材生産機能をはじめ、県民が安全で安心できる生活や文化を営む上で欠かせない多面的な機能を有している。 特に人工林を主体とした森林資源の充実を背景に県産材の供給力が着実に増加する中で、森林の適切な維持管理と、高性能林業機械の導入に対応した合理的な林業経理の推進を図るために林内道路網の整備が重要な課題となっている。 そこで、当該計画に沿って、林道の開設・改良・舗装等の整備を進めることにより、森林の有する多面的機能の高度発揮を確保するとともに、高性能林業機械と路網の組み合わせによる生産性の高い作業システムの構築により、林業収益性の向上を図る。
	森林の有する多面的機能の高度発揮、路網整備による林業収益性の向上を図るために、10路線において延長L=12,080mの開設・改良を図るなど林道網の整備を図る。
	対象事業 森林整備事業 合計 11地区

評価の項目		評価判定	評価説明
①目標の妥当性	関連する計画との整合性が図られているか？	○	「地域森林計画」、「市町村森林整備計画」等と整合性が図られている。
	地域の課題に適切に対応する目標となっているか？	○	森林の有する多面的機能の高度発揮、生産性の高い作業システムの構築により、林業収益性の向上を図る。
②整備計画の効果・効率性	整備計画の目標と定量的指標の整合性がとれているか？	○	森林の多面的機能の高度の発揮、林業収益性の向上において林道開設・改良延長の確保を指標としているため、目標と指標の整合性がとれている。
	事後評価ができる適切な指標となっているか？	○	事業完了後、県内における林道開設・改良延長が確保され確認することができる。
③整備計画の実現可能性	構成事業の実施による効果を評価するための指標として適切なものとなっているか？	○	事業実施により、発現する効果（林道開設延長の確保）が指標になっている。
	円滑な事業執行の環境が整っているか？	○	事業実施体制が整備されており、事業執行の環境が整っている。
評価結果	1. 事業実施 2. 事業の見直し		全ての評価項目が適当であるため、事業実施とする。

評価判定は、「○」は適当、「△」は要検討、「×」不適当とする。